

写

第四次互助組合事業五か年計画策定検討委員会

報告書

はじめに

静岡県教職員互助組合は、「静岡県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の生活の安定と福利の増進を図る」ことを目的に、昭和28年（1953年）10月1日に発足し、昭和31年には「静岡県教職員の共済制度に関する条例」の制定により、条例団体としての認可を受けました。また、発足当時から私立学校等を含め、県下教育関係者の全てを網羅するとともに、昭和40年4月1日には、「退職互助部」を設立するなど、他県には類を見ない組織として発展してきました。

この間、平成5年9月に「教職員の生涯総合福祉ビジョン」を発表し、人生80年時代における互助組合の役割について方向性を定めました。そして、その具現化を図るために「第一次互助組合事業五か年計画策定検討委員会」を設置し、平成6年11月に報告書が提出されました。平成7年度から平成11年度には報告書に基づく具体化が完遂され、平成12年度から平成16年度までの5年間は、健全財政の基に事業の深化・浸透を図ってきました。

平成15年度（創立50周年）には、変化の激しい社会情勢の中で、将来にわたって安定した財政基盤を維持するために、どのような事業を展開していくかについて「第二次互助組合事業五か年計画策定検討委員会」を設置し、平成17年度からその報告書に基づき事業を展開しました。

しかし、国及び県の財政状況の変化や公務員の福利厚生に対する批判などにより、県補助金が全国的に見直され、本県においても、平成18年度から大幅に減額（平成20年度から県補助金はゼロ）されるという「第二次五か年計画」検討時には予想しがたい問題が起きました。この問題を解決するため、緊急に「互助組合事業見直し検討委員会」を設置し、収入を含めた事業全体の見直しを行い、平成19年度からその具現化に努めてきました。

平成24年度には、「第三次互助組合事業五か年計画策定検討委員会」を設置し、平成25年度から、報告書の具体に着手し、財政基盤の安定化を図りました。

しかしながら、この間は、長引く国の低金利政策の影響等により貸付残高が減少するとともに、国の医療費抑制を目的とする医療保険制度の改正等により、退職互助部の財政が厳しくなるという状況が生まれました。また、現職組合員の多忙化やライフスタイルの変化に対応した事業が必要となってきました。

そこで、本年度、「第四次互助組合事業五か年計画策定検討委員会」を設置し、平成30年度からの5年間について、健全財政・健全経営を維持していく方策を検討しました。

会議では、現状を把握したうえで論点を定め、基本的な考え方を踏まえた中で、中・長期的な財政予測及び各委員会や各組織からの意見、全国状況調査、公立学校共済組合の動向などを参考にしながら慎重な審議を重ねてきました。

そして、理事、運営委員をはじめ、退職互助部部長会、支部職員研修会等での意見聴取を行うとともに、互助新聞11月号に中間報告書を掲載して現職組合員・退職組合員からもご意見をいただきました。

その結果、大勢としては中間報告書の内容にご賛同いただいたものと判断しましたが、以下のご意見もいただきました。

- ・組合員一人一人がつながる場であり、「相互扶助」の具現の場となる支部事業が極めて重要である。
- ・退職互助部の療養費給付について、新しい算定方法を打ち出すには十分な研究の時間を確保する必要がある。一方で、退職互助部の財政が厳しいことから、新しい算定方法に変更するまでの間の対応も必要である。

これらのご意見について、慎重に協議を行い、論点整理及び対応策を一部変更しました。

本報告書の内容が速やかに実施され、健全財政の基に将来にわたって安定した経営が図られることを切望し、ここに、「報告書」として提出いたします。

平成29年11月28日
第四次互助組合事業五か年計画策定検討委員会
委員長 月見里茂希

I 論 点

- 1 事業計画の策定に当たっての基本的な考え方について
- 2 事業について
 - (1) 国の医療保険制度、低金利政策等への対応について検討する。
 - (2) 現行事業を精査、検討する。
全事業を精査し、継続・改善・廃止の観点で検討する。
- 3 財政について
将来にわたる健全財政に基づく安定した経営の維持について検討する。

II 論点整理

- 1 事業計画の策定に当たっての基本的な考え方について
「第三次互助組合事業五か年計画策定検討委員会（報告書）」に示された内容について、成果と課題を明らかにしたうえで、定款第3条（目的）の達成をめざし、本計画を策定する。

<一般財団法人静岡県教職員互助組合定款 第3条（目的）>

この法人は、静岡県における教育文化の振興発展並びに組合員（教職員及び教育関係者）の生活の安定及び福利の増進を図ることを目的とする。

- (1) 相互扶助と三本柱の充実

相互扶助（※1）の理念のもと、互助組合の目的を達成するために、三本柱（経済支援、健康支援、生きがい支援）に位置付けた事業を展開する。

【用語説明】

<相互扶助>（※1）

組合員が互いに助け合うこと（互助）。

必要とする人に必要な支援をする中で、「自分は他者を助けている、自分は他者に助けられている」という思いをもち、皆で幸せになること。

- (2) 根幹事業

現職組合員、退職組合員ともに療養費の給付を最優先し、経済面、健康面での支援を行う。

- (3) 組合員の満足度の増大

現行事業の精査を行い、組合員の満足度がより高められるように事業の改善及び周知に努める。

- 2 事業について

- (1) 国の施策による事業への影響について

平成25年度から、第三次互助組合事業五か年計画策定検討委員会の「報告書」に基づいた事業を展開してきた。しかし、長引く低金利政策による利息収益の減少や国の高額療養費制度の見直しに伴う給付額の増加は、互助組合の財政基盤を揺るがしかねないことから、一層の対策が求められる。

併せて、今後、定年延長等の国の制度改正にも注視していく必要がある。

(2) 現行事業について

ア 事業への参加者数、満足度、財政等から、廃止を考えなければならない事業もある。とりわけ、厚生事業（夏季講座・冬季講座等）については再考したい。

イ 現職組合員を対象とした「魅力ある事業」の展開及び事業周知について、課題がある。現職組合員のニーズに応えられる新規事業を研究し、実施したい。このことは、将来の退職互助部への加入を促進することにもつながる。

ウ 国の高額療養費制度の段階的見直し等により、今後、療養費給付が増加し、退職互助部の財政を圧迫する。根幹事業である療養費給付の算定方法等について見直す必要がある。

なお、療養費の給付については、療養費の請求が容易になることと多くの退職組合員に給付できることをめざして改善し、事業を活用しやすくする。

エ 貸付事業は、法人税法基本通達 15-1-15（金銭貸付業に該当しない共済貸付け（※2））に対応した特例基準割合（※3）以下の貸付利率とし、現職組合員の一層の経済支援を図る。また、組合員にとって利便性の高い貸付事業を研究する。

【用語説明】

< 法人税法基本通達 15-1-15（金銭貸付業に該当しない共済貸付け）昭和 56 年通達 >（※2）

概要：公益法人等が、当該組合員、会員等を対象として金銭の貸付けを行っている場合、その貸付けに係る貸付金の利率がすべて特例基準割合以下である時は、当該組合員、会員等に対する金銭の貸付けは、金銭貸付業に該当しないものとして取り扱う。

※金銭貸付業に該当しない貸付けは課税対象とならない。

< 特例基準割合 >（※3）

国内銀行の貸出約定平均金利（銀行や信用金庫が個人や企業に資金を貸し出す際の金利を平均したもの。日本銀行が毎月公表）の年平均に 1 パーセントを加算した割合のこと。

※毎年 12 月に決定される。

オ 支部では、地区委員制度をはじめとし研修旅行や趣味の会等、各種事業が積極的に展開されている。その中で、互いに助け合い支え合う気持ちが醸成され、絆がさらに深まり仲間づくりが着実に進められている。今後も、相互扶助の具現の場として一層活性化させたい。

3 財政について

(1) 財政状況について

ア 短期会計

単年度会計となる短期会計は、ここ数年、受取掛金及び資産運用受取利息の減少がみられるが、事業費も減少しているため正味財産の減少には至らず、バランスがとれているといえる。

国や公立学校共済組合の制度改正等は、療養費及び家族療養費の給付に大きな影響を及ぼすため、動向を注視しながら、柔軟な対応に心掛けていきたい。

イ 長期会計・特別積立金事業会計・退職互助部事業会計

三会計の組合員長期預り金（※4）（退職互助部事業会計は長期前受金（※5）を含む。）は、貸付事業や資金運用等の財源であり、その運用収益で事業を行っている。したがって、運用収益の範囲内で事業活動を行っていれば問題ないと言える。

しかし、特別積立金事業会計及び退職互助部事業会計は、正味財産の減少がみられるため、財政の安定化に努めていくことが重要である。

【用語説明】

<組合員長期預り金> (※4)

組合員が納入した掛金・会費のうち退職慰労金又は退会金として返済すべき額。
(期末における要支給見込額を全額積立)

<長期前受金> (※5)

退職互助部継続加入時に納入した会費のうち返済を要さないもので、将来給付の財源として積立てた準備金。

(2) 収益について

給与の抑制に伴う平均給与の引き下げから、掛金収入は減少傾向にある。また、ここ数年の貸付利率の引き下げや貸付残高の減少により、資産運用受取利息は減少傾向にあるが、投資有価証券の運用を積極的に取り入れたことにより、急激な減少に歯止めを掛けることができている。

(3) 費用について

ア 給付事業

給付事業費は、第三次五か年計画の際に算定方法を見直したことによって、ここ数年大きな増減は生じていない。しかし、国の制度改革や公立学校共済組合の自己負担限度額の改正（増額）は、本人・家族療養費が増加し、財政に大きな影響を及ぼすこととなるので、動向を注視していく。

イ 貸付事業

一般貸付資金の残高は増えているものの、住宅貸付資金の残高が減少傾向にある。貸付事業のさらなる利用者拡大を図り、運用収益を増やしていくことが必要である。

ウ 福祉・文化・厚生事業

夏季講座・冬季講座については、参加者の減少とともに、一人あたりの事業経費が高額となるため、見直しを図る必要がある。

エ 退職互助部事業

退職互助部事業会計については、正味財産の多少の増減はあったものの、これまで安定した財務状況であった。しかし、平成 29 年 8 月に続き、平成 30 年 8 月に施行される国の高額療養費制度の見直し（70 歳以上の方の高額療養費の上限額の変更）により、相当な療養費の支出増が見込まれる。加えて、平成 31 年度から長期前受金取崩益（※6）が、大幅に減少するため、収益が減り、費用が増える会計となることから、平成 30 年度からの当期一般正味財産は、毎年減額となり、平成 34 年度には、正味財産期末残高がマイナスに転落することが予想される。

このことは、互助組合の財政に大きく影響を及ぼすこととなるので、中・長期的な視点に立って将来を見通し、事業を見直していく必要がある。

【用語説明】

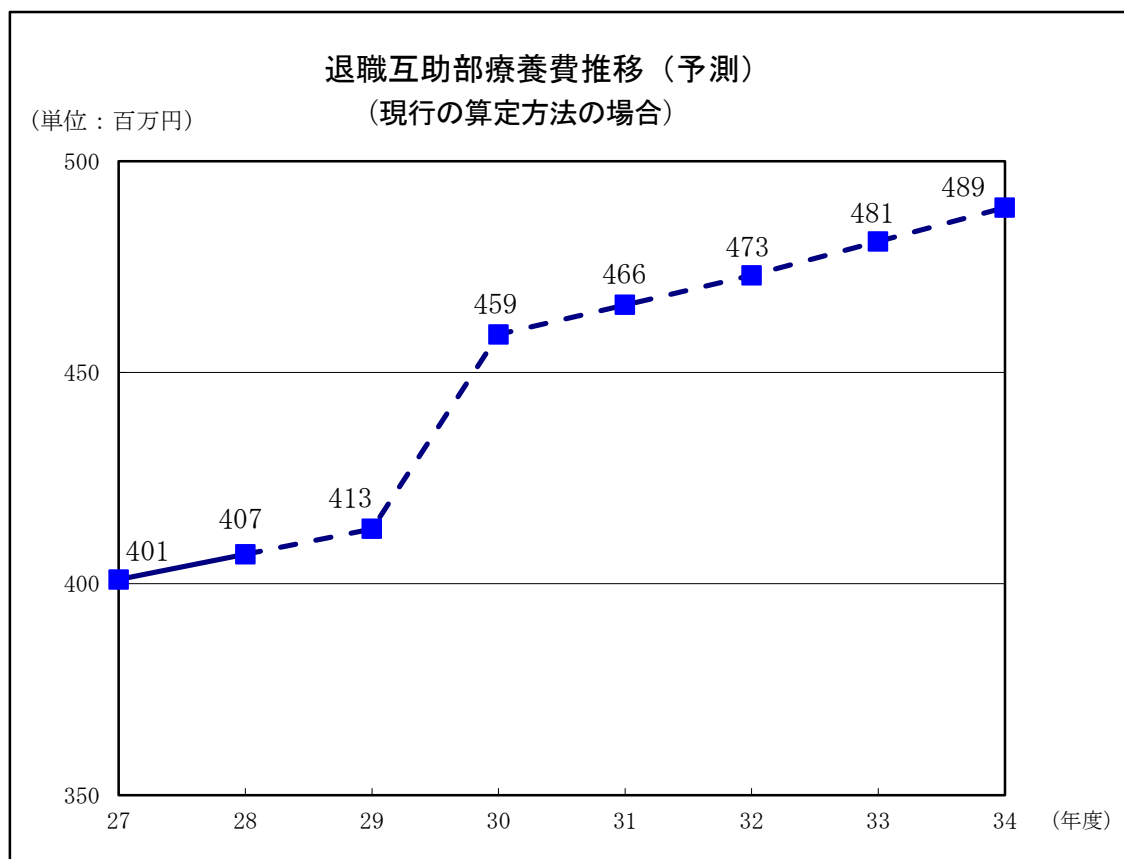
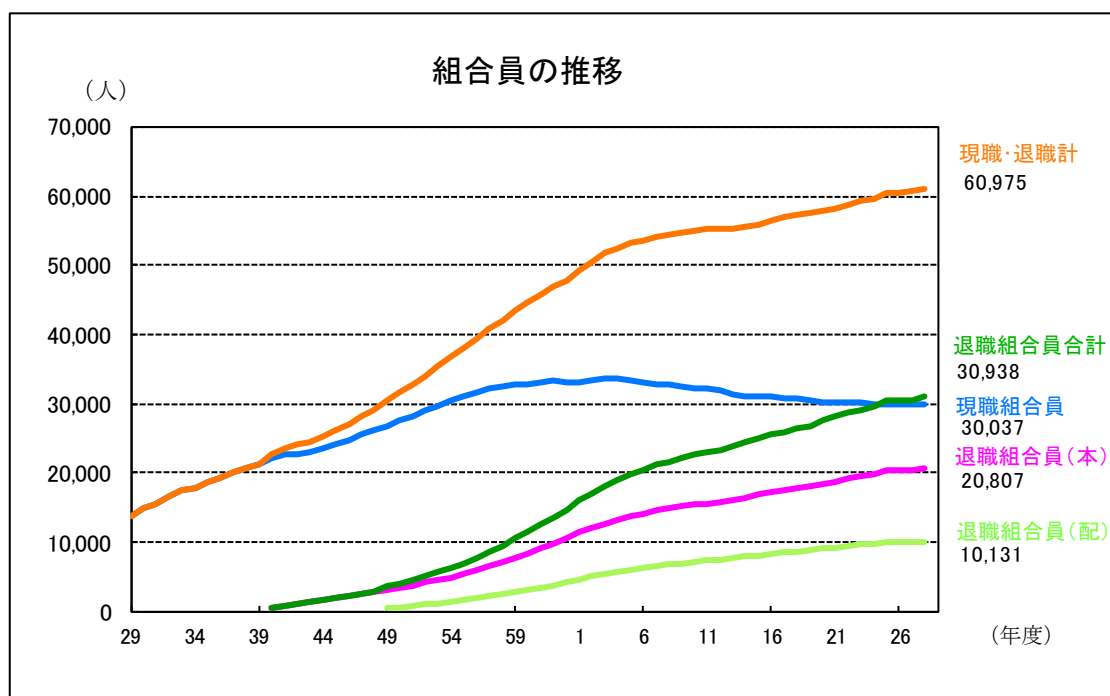
<長期前受金取崩益> (※6)

当期の事業費に充てるために長期前受金(※5)を取り崩した額。

Ⅲ 対応策

- 1 掛金及び会費について
掛金及び会費の引き上げは行わない。
- 2 資金運用について
現行事業を精査しながら、将来的に安定した運用収入を確保するため、今後も投資有価証券等の確実な運用方法を研究していく。
- 3 事業について
 - (1) 給付事業について
現職組合員の本人・家族療養費は現行の算定方法を継続する。
 - (2) 貸付事業について
 - ア すべての貸付けを、特例基準割合(※3)以下の貸付利率とする。
 - イ 組合員の利便性が拡大するよう研究を進める。併せて、広報の充実に努め、貸付資金利用者の拡大を図る。
 - (3) 福祉・文化・厚生事業について
 - ア 広報の充実に努め、各種事業を周知する。
 - イ 夏季講座・冬季講座を廃止し、講座に代わる旅行を旅行会社に依頼する。
 - ウ 組合員が参加しやすい魅力ある芸術鑑賞等を企画する。
 - (4) 支部事業について
支部の組合員のニーズに合った魅力ある事業を企画する。
 - (5) 退職互助部事業（療養費給付）について
国の高額療養費制度の改正等により、現行の算定方法では、療養費給付額が増大し、退職互助部の会計を圧迫することが予想されるため、療養費の算定方法についてプロジェクトチームを立ち上げ、慎重に検討していく。また、検討結果については、組合員に丁寧に広報していく。
プロジェクトチームは、各関係機関から意見を求めつつ、以下の視点で算定方法を検討する。
 - ア 国の高額療養費制度の見直しに応じた算定方法とする。
 - イ 給付総額は、現行を維持するように努めるが、退職互助部事業の収支のバランスを考えた算定方法とする。
 - ウ 請求方法を簡略化し、広く多くの組合員が給付を受けられるような算定方法とする。
 - エ 実施時期は、平成 33 年 4 月を目途とする。ただし、平成 31 年度及び 32 年度については、療養費給付総額を抑制するための算定式とする。
 - (6) 新規事業について
現職組合員のニーズに応じた魅力ある事業として次の新規事業を立ち上げ、経済、健康支援の充実に図る。
 - ア インフルエンザ予防接種助成（一人当たり 1,000 円/年）
 - イ 健康増進助成（一人当たり 5,000 円）
（例）30, 35, 40, 45, 55 歳の組合員に医薬品等が購入できる利用券を配付する。
※ 50 歳の組合員は永年勤続者慰労事業（現行事業）の対象
 - ウ 実施時期は、平成 31 年 4 月を目途とする。

<参考資料>



第四次互助組合事業五か年計画策定検討委員会委員名簿

委員長	月見里 茂希	静岡県校長会代表（静岡市立城内中学校校長）
副委員長	赤池 浩章	静岡県教職員組合代表（書記長）
委員	加藤 久美子	静岡県教育委員会代表（福利課課長代理）
	石川 芳恵	静岡県高等学校長協会代表（藤枝北高等学校校長）
	木 藤 功	静岡県高等学校・障害児学校教職員組合代表（執行委員長）
	鈴木 藤一	静岡県私立学校代表（私学協会事務局長）
	池田 博	退職互助部代表（元互助組合小笠支部主事）
水野 敏之	有識者（静岡県公立小中学校事務職員会会長・磐田市立城山中中学校統括事務主幹）	

